

社会福祉法人ふれ愛名古屋 役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条

この規程は、社会福祉法人ふれ愛名古屋定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬を定めるものとする。

(報酬等の額の決定)

第2条

1. この法人の全理事の報酬総額は、年間3,000万以内とする。
2. この法人の各理事に対する報酬については、評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各事理の具体的な報酬金額については理事会が決定する。

(報酬の支給)

第3条

月額報酬の支払については、職員の給与の支払方法及び支給日に準ずる。月額報酬以外の随時の報酬の支払については、その支払の都度、理事長が定める方法による。

(施行期日)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年度 役員報酬基準

| 区分 | | | | 上限額 |
|-------------------|----|----|------------|------------|
| 理事長 (施設長報酬を含む) | 専任 | 月額 | 1,550,000円 | 1,800,000円 |
| 業務執行理事 | 専任 | 月額 | 500,000円 | 500,000円 |
| 理事 | 兼任 | 月額 | 70,000円 | |

*年間の理事会開催は、4回、評議員会開催は4回を想定

| |
|--------------------------|
| 理事・監事の理事会出席1回につき 10,000円 |
| 評議員の評議員会出席1回につき 10,000円 |
| 会計担当監事 監事監査として 30,000円 |

【今年度役員報酬総額】

| | | |
|-------------------|-----------|--------------------|
| 役員等の年額 | | 26,280,000円 |
| 理事会・評議員会出席の費用弁償の額 | 外部役員5名分 | 200,000円 |
| | 評議員8名分 | 320,000円 |
| 監事(監事監査) | | 30,000円 |
| | 合計 | 26,830,000円 |